

放課後等デイサービスの利用における保護者ニーズの検討 —知的障害のある子どもの保護者の自由記述の分析から—

松下 浩之*

Hiroyuki MATSUSHITA

I. 問題と目的

わが国における障害のある人への支援は、2011年に施行された障害者総合支援法によって、共生社会を実現するためにノーマライゼーションと機会均等の理念にもとづいて、通常的生活を送る上で「障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去」できるよう「総合的かつ計画的に行わなければならない」とされている。すなわち、障害のある本人をリハビリ等によって改善しようとする医学モデルによる当事者へのアプローチよりも、社会モデルとして環境へのアプローチを優先させているといえる。一方、児童福祉法においては、子どもの「最善の利益」を保障し、保護者の第一義的責任のもとで、子どもが「心身ともに健やかに育成する」よう努めることとしている。このことは、障害のある子どもについては、環境へのアプローチだけでなく、学校や家庭、地域社会における教育のほか、医療や福祉による当事者へのアプローチも重要であることを示しているといえる。いずれにしても、1994年に批准した「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）にもとづいて、すべての子どもは「保護の対象」ではなく「権利の主体」として、子どもに対するすべての措置は子どもの最善の利益を考慮して行うことが求められている。すなわち、障害のある子どもの支援は保護者のためではなく、子どものために行うことに留意する必要がある。

障害のある子どもが放課後や休日に過ごす場として、「放課後等デイサービス」（以下、放デイ）があり、その事業所数は年々増加傾向にある。放デイは、「学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進」するものである（厚生労働省, n.d.）。その対象児童は、「学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児」と規定されているが、放デイが利用できなくなった場合に「その福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能」とされている。放デイの基本的役割には、子どもの最善の利益の保障を前提として、障害のある子どもの自立促進のための支援のほか、共生社会の実現のために小学校や放課後児童クラブ等を支援する「後方支援」や保護者支援がある。放デイで求められる基本的活動として、厚生労働省（2015）は「放課後等デイサービスガイドライン」を定め、①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供があるとしている。特に余暇の支援については、障害者権利条約においても「障害のない人との「平等を基礎として」、障害のある人が余暇活動に参加することを可能にする措置をとること」が求められており（第30条）、障害児者支援において重要な要素である。松下・園山（2008）は、障害のある人は活動を選択することが困難であることや、その機会さえ与えられない場合もあることから、余暇活動に関して支援が必要となる場合が多いことを指摘している。さらに、松下（2021）は、特に知的障害のある子どもについては、障害特性による活動制限だけでなく、単調な活動によって非活動的になる

* 山梨大学教育学部障害児教育講座

ことがさらに受動的な活動機会を増やし、生活機能や QOL の低下、障害の重度化の一因となっているという可能性を指摘している。また、知的障害のある子どもの保護者の多くは、子どもが日常的に好きな活動を行うことができるようになること（伊井, 2012）、子どもが積極的に取り組める活動を広げること（松下・福本, 2022）を要望していることにニーズが高いことが指摘されており、放デイがその役割を期待されている。しかし、余暇支援以外の点も含めて放デイの利用について、保護者支援という観点から保護者が求めているニーズが十分整理されていないという課題が指摘されており（泉, 2021）、放デイの基本的役割の1つでもある保護者支援を充実するために、課題を整理する必要がある。

そこで本研究では、放デイを利用する知的障害のある子どもの保護者を対象に、放デイにおいて提供すべきサービスに関するニーズを整理し、今後の課題を検討するための基礎資料とすることを目的とした。なお、本研究は知的障害のある子どもの放デイ利用の実態に関する研究（松下, 2023）と同一の調査として実施したものであるが、研究目的が異なるため、別に分析を行い報告するものである。

II. 方法

1. 研究参加者

本研究は、松下（2023）で実施した調査と同時に行ったため、同じ参加者を対象とした。調査は株式会社楽天インサイトに委託し、インターネット上で実施した。サンプルサイズの設定については、 χ^2 検定によって群間比較を行うことを前提に、自由度を 3、有意水準 α を .05、検出力を .90 とし、フリーソフト G*Power3.1 を用いて計算した。中程度の効果量 ($w = .20$) を便宜上設定したところ、必要なサンプルサイズは 355 名であった。知的障害のある人の有病率は約 1~2%程度であることから（厚生労働省 2020）、20,000 サンプルのスクリーニングを依頼し、調査対象者を選定した。その結果、小学1年生から高校3年生までで放課後等デイサービス（放デイ）を利用している知的障害のある子どもをもつ保護者 419 名（男性 232 名、女性 187 名）から回答が得られ、研究参加者とした。

2. 研究期間

本研究は、2022 年 1 月に実施した。

3. 調査項目

「放課後等デイサービスの改善点や要望について、サービスの内容や質、あるいは制度に関することなど、今後改善を希望する内容やご意見などがあれば、自由にご記入ください」として、「放デイの改善点」について自由記述フォームを作成し、任意で回答を求めた。なお、そのほか、先行研究にもとづいて「放デイの利用実態」「サービスの実施状況および評価」「事業所選定において重視する項目」に関して質問項目を作成し、回答を求めた。質問項目の作成にあたっては、放デイを利用する知的障害のある子どもの保護者 3 名を対象に予備調査を実施し、保護者にとって回答しやすくなるように質問文や項目を修正した。本研究では「放デイの改善点」に関する自由記述回答のみを分析対象とする。

4. データの分析方法

松下（2023）においてデータクリーニングを行い、不合理な回答や不適切な回答等を除外した。得られた

自由記述データについて、各回答をセグメント化してコーディングし、カテゴリごとに整理した。また、サンプル全体について、「障害の程度」（軽度・中等度・重度および最重度）、「学年段階」（小学校低学年・小学校高学年・中学校・高校）、「学校種」（特別支援学校・特別支援学級・通常学級）に分類し、カイ2乗検定によって各カテゴリの群間比較を行った。その後、調整済み残差を分析し、絶対値が1.96以上の場合に5%水準、2.56以上の場合に1%水準で有意差があるとした。これらの統計解析には、IBM社のSPSS Statistics 28を使用した。

5. 倫理的配慮

本研究はすべてインターネットを介して専門業者の保有するモニターサンプルを対象に実施し、研究実施者が参加者の個人情報を取得することがないようにした。また、本研究の目的、意義、データの管理方法、参加は自由意志であること、回答によって個人が特定されないことについて、調査回答時に画面に提示し、参加者の承諾を得た上で回答を開始した。なお、本研究は山梨大学大学院総合研究部教育学域研究倫理委員会の承認を得て実施した（受付番号：25）。また、本研究に関して開示すべき利益相反はない。

III. 結果

松下（2023）においてデータクリーニングを行い、分析対象とした371名のうち、自由記述に何らかの回答のあった370名を本研究の対象とした（Table1参照）。対象者のうち父親は198名（53.5%）、母親は172（46.5%）であり、もっとも多い年齢層は「40代」であった（59.2%）。世帯構成は「核家族」がもっとも多く（77.3%）、世帯収入は「中所得」がもっとも多かった（60.5%）。居住地域は「南関東」（31.1%）、「近畿」（18.4%）、「東海」（11.1%）、「九州・沖縄」（11.1%）の順に多く、これらの地域で全体の71.6%を占めていた。これらは、令和2年度国勢調査の結果に基づく人口動態と概ね一致しており、松下（2023）における対象者の構成とほぼ同じであった。

本研究に対象とした370名の保護者から、同数の子どもについての回答が得られた。対象の子どもの内訳をTable2に示す。対象となった370名の子どものうち、男子は261名（70.5%）、女子は109名（29.5%）であり、学年は「小学校（低学年）」が115名（31.1%）、「小学校（高学年）」が131（35.4%）で、あわせて6割以上を占めていた。障害の程度としては、「軽度」が179名（48.4%）で約半数であり、「中等度」と「重度以上」がほぼ同数でそれぞれ96名（25.9%）、95名（25.7%）であった。

子どもたちが利用する「放デイの改善点」について、405件の回答があった。164件は「特になし」あるいは「その他」の回答であり、具体的な回答のあった241件を中心に分析を行なった。結果をTable1にまとめて示す。全体的な結果として、保護者からあげられたニーズとして最も多いのは「利便性」に関することで、241件中64件（26.6%）であった。特に、「利用回数・時間を増やす」「送迎」に関することが多く、それぞれ11.6%、10.4%の保護者から挙げられていた。「利便性」に関するニーズについて、「軽度」の障害のある子どもの保護者からは、期待度数に比べて有意に少ない結果となったが、送迎については「中等度」の障害のある子どもの保護者に多い結果となった。

2番目に高いニーズとして、「質の向上」が挙げられ、241件中58件であった（24.1%）。「スタッフの知識やスキル」に関する回答は8件（3.3%）であったが、それよりも「スタッフの関わり・人柄」（4.6%）、保護者への情報発信（4.1%）、「スタッフの安定雇用」（3.7%）の方が上回る結果となった。

Table 1 回答者の内訳

<回答者の状況>	度数 (%)	<回答者の状況>	度数 (%)
【続柄】		【世帯収入】	
父親	198 (53.5)	低所得	57 (15.4)
母親	172 (46.5)	中所得	224 (60.5)
		高所得	89 (24.1)
【年齢層】		【居住地域】	
20～29歳	4 (1.1)	北海道	15 (4.1)
30～39歳	64 (17.3)	東北	21 (5.7)
40～49歳	219 (59.2)	北関東・甲信	22 (5.9)
50～59歳	77 (20.8)	南関東	115 (31.1)
60歳以上	6 (1.6)	北陸	16 (4.3)
		東海	41 (11.1)
【世帯構成】		近畿	68 (18.4)
核家族	286 (77.3)	中国	18 (4.9)
ひとり親世帯	14 (3.8)	四国	13 (3.5)
三世帯世帯	57 (15.4)	九州・沖縄	41 (11.1)
その他	13 (3.5)		

Table 2 対象者の内訳

<対象の子どもの状況>	知的障害のみ	発達障害あり	合計
【性別】			
男子	150 (40.5)	111 (30.0)	261 (70.5)
女子	88 (23.8)	21 (5.7)	109 (29.5)
【学年】			
小学校 (低学年)	66 (17.8)	49 (13.2)	115 (31.1)
小学校 (高学年)	90 (24.3)	41 (11.1)	131 (35.4)
中学校	50 (13.5)	24 (6.5)	74 (20.0)
高校	32 (8.6)	18 (4.9)	50 (13.5)
【障害の程度】			
軽度	120 (32.4)	59 (15.9)	179 (48.4)
中等度	61 (16.5)	35 (9.5)	96 (25.9)
重度以上	57 (15.4)	38 (10.3)	95 (25.7)
合計	238 (64.3)	132 (35.7)	370 (100.0)

「支援内容」については45件(18.7%)であり、内容については学習支援や進路支援、運動に関することなど多岐にわたっていたが、「お預かりだけでは満足できない」「遊ばせっぱなしにするのではなく、生活リズムを作る場としてあってほしい」「もう少し踏み込んだ療育をしてほしい」「支援メニューをもっと増やしてほしい」などの回答が見られた。特に、「療育」という語を用いた要望が4件(1.7%)みられた。なお、「余暇」に言及した回答は1件のみであり、特に卒業後の余暇の場としての要望に関することであった。また、群間比較の結果では、「支援内容」全体としては「軽度」について期待度数に比べて有意に低い結果であり、特に「進路支援」について「重度以上」および「中学生」において期待度数に比べて有意に高い結果であり、「ADLや自立に関する支援」について「高校生」に高い結果となった。

Table 3 保護者からあげられたニーズ

コード名 (件数)	発達障害の有無		障害の程度			学年段階			
	知的障害のみ	発達障害あり	軽度	中等度	重度以上	小学生(低)	小学生(高)	中学生	高校生
【利便性】(64)	41	23	22 ▼*	20	22	20	22	13	9
利用回数・時間を増やす (28)	17	11	13	5	10	8	13	3	4
送迎 (25)	15	10	4 ▼**	12 △**	9	7	8	7	3
柔軟な利用 (6)	5	1	3	1	2	3	1	2	0
立地条件 (4)	3	1	2	1	1	2	0	0	2 △*
手続きの利便性 (1)	1	0	0	1	0	0	0	1	0
【質の向上】(58)	30	28	26	10	22	17	16	16	9
スタッフの関わり・人柄 (11)	5	6	5	2	4	2	5	2	2
保護者への情報発信 (10)	4	6	3	2	5	4	2	2	2
スタッフの安定雇用 (9)	5	4	4	0	5	2	2	4	1
スタッフの知識やスキル (8)	3	5	4	2	2	2	3	1	2
事業所の運営方針 (6)	3	3	3	3	0	2	1	3	0
施設・面積 (4)	3	1	3	0	1	2	0	2	0
スタッフの増員 (4)	3	1	2	0	2	2	1	1	0
コロナ対応 (4)	4	0	2	0	2	0	2	1	1
その他サービスの質 (2)	0	2	0	1	1	1	0	0	1
【支援内容】(45)	23	22	14 ▼*	14	17	12	15	12	6
子どもにあった支援 (11)	6	5	1 ▼**	6 △*	4	2	5	2	2
学習支援 (8)	6	2	4	3	1	3	2	2	1
進路支援 (7)	4	3	2	0	5 △**	1	1	5 △**	0
社会性やコミュニケーション支援 (4)	1	3	2	1	1	2	2	0	0
外遊びや運動系の支援 (3)	2	1	1	0	2	2	1	0	0
ADLや自立に関する支援 (3)	1	2	0	1	2	0	1	0	2 △**
宿泊を伴う支援 (2)	1	1	1	0	1	0	1	1	0
その他専門的な支援 (7)	2	5	3	3	1	2	2	2	1
【経済的負担】(34)	20	14	14	11	9	10	13	10	1 △**
【連携】(11)	3 ▼*	8 △*	6	2	3	5	2	2	2
学校との連携 (5)	2	3	3	0	2	2	1	1	1
保護者との連携 (2)	0	2	2	0	0	0	0	1	1
その他機関との連携 (4)	1	3	1	2	1	3	1	0	0
【行政的な問題】(11)	2 ▼**	9 △**	5	3	3	6	3	0	2
情報の整理 (3)	1	2	1	1	1	0	2	0	1
監査・指導 (2)	0	2	1	0	1	1	0	0	1
手続きの簡素化 (2)	0	2	0	2 △*	0	2 △*	0	0	0
地域格差 (2)	0	2	2	0	0	2 △*	0	0	0
補助金 (1)	0	1	0	0	1	0	1	0	0
事業者の追加 (1)	1	0	1	0	0	1	0	0	0
【保護者支援】(5)	2	3	2	2	1	0	3	1	1
【満足】(13)	5	8	6	4	3	6	1	2	4
【特になし・その他】(164)	123 △**	41 ▼**	96 △**	37	31 ▼**	53	63	28	20
特になし (152)	115 △**	37 ▼**	88 △**	34	30 ▼**	49	59	26	18
その他 (12)	8	4	8	3	1	4	4	2	2
合計 (405)	249	156	179	96	95	129	138	84	54

**p<.01, *p<.05, △は期待度数より有意に高い, ▼は期待度数より有意に低い。

「連携」および「行政的な問題」に関することは、「知的障害のみ」の場合に少なく、発達障害を合併している場合に多い結果が示された。一方で、「特になし」という回答は「知的障害のみ」の場合および障害の程度が「軽度」には期待度数に比べて有意に高く、「重度以上」および発達障害を合併している場合に低い結果が示された。

IV. 考察

本研究は、放課後等デイサービスにおいて提供するべきサービスに関するニーズを整理することを目的と

して、放デイを利用する知的障害のある子どもの保護者を対象に質問調査を実施し、放デイの改善点と今後の課題を検討した。本研究は松下（2023）と同時に実施した調査であり、自由記述に回答のあった対象者を抽出して分析したが、対象者の構成はほぼ同一であり、サンプルの人口動態的な妥当性は高かったと考えられる。一方で、松下（2023）と同様に、子どもの障害の程度や学年段階に偏りがあり、結果の検討は慎重に行う必要があるが、目的に沿って以下に考察を行う。

本研究で対象とした371名の保護者のうち、自由記述での回答が未記入であったのは1名のみであり、「特になし」の回答を除くと、218名（58.9%）の保護者から何らかの回答があった。370名の回答者のうち「特になし」「満足」という回答は165名（44.6%）であり、半数以上の保護者は放デイの改善点について具体的な意見を持っていることから、放デイに対する保護者のニーズは全体的に高いといえる。本研究の結果、障害の程度や年齢段階に関わらず、知的障害のある子どもの放課後等デイサービス利用に関して、保護者のニーズは質と量の両面にあることが示された。量的側面の改善としては、利用回数や利用時間の増加、経済的負担が挙げられたほか、「手続きの簡素化」や「補助金」などの行政的な問題に関する要望も少数ながら挙げられていた。放デイの利用料は厚生労働省が決定する報酬単価と世帯ごとの上限額によって定められており、放デイの利用日数については、子どもの障害の種類や程度、保護者の状況、福祉サービスの利用状況等の事項を勘案して自治体が個別に支給量として定めるため（真崎，2017），事業所としての改善の検討事項には当てはまらない可能性があるが、これらの回答には保護者の切実なニーズが示されているといえる。

質的側面の改善としては、スタッフの人柄や支援の専門性のほか、継続性や情報発信などが挙げられた。松下（2023）においても保護者が放デイを選定する際のポイントとして「スタッフ」や「環境」に関することを挙げ、それらは障害の程度が重度であるほど高いという結果が示されており、保護者はそのような点を考慮して利用事業所を選ぶとともに、サービス内容としての改善の余地があることの証左であるといえる。本研究はCOVID-19の影響によって緊急事態宣言や外出自粛を経験した2022年1月に実施した調査であり、各事業所は利用自粛の要請や非対面・非接触による連携、連絡、サービス提供などを模索していたと推察される。そのため、特に保護者はどのような職員がどのように関わっているのか、平時よりもさらに情報が得にくく、それが結果として現れた可能性がある。今後、学校におけるICTの活用も進められている状況において、放デイにおいても保護者や他機関との連絡方法や情報発信の方法について工夫が必要となっているといえるだろう。特に、放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省，2015）には「個別的教育支援計画と放課後等デイサービス計画の相互提供と理解」や連絡会議の設定など、学校との連携を促進することが規定されており、これらの支援計画は保護者や本人のニーズや同意のもとに作成されるものであるため、保護者や学校との連絡や情報発信の工夫は重要である。本研究の結果から、「連携」に関する要望は11件とそれほど多くなかったが、家庭や学校、他機関との連携はいまだ不十分である可能性が示唆される。文部科学省と厚生労働省による「教育と福祉との連携についての副大臣プロジェクトチーム」であった「トライアングル・プロジェクト」の報告書では、連携不足の原因として学校と福祉施設の双方の情報提供不足などが挙げられ、連携推進のための改善点などが指摘されている（文部科学省，2018）。本研究の結果とあわせてこれらについて検討することは、保護者支援にとどまらず、放デイによる支援の質全体の向上に寄与すると考えられ、今後さらなる研究が求められる。

また、スタッフの安定雇用について、厚生労働省（2023）は、令和4年度の放課後等デイサービス事業所常勤職員の勤続年数が平均4.5年であり、障害福祉事業所全体の7.5年に比べて明らかに短いことを示している。放デイ職員の労働条件については真崎（2017）も課題として挙げており、改善に向けて議論が行われているが、放デイ職員がどのような点で困難を感じ、どのような支援が必要であるのかについて、今後整理

して検討することが必要であると考えられる。

支援内容として、「進路支援」を挙げた回答が、「重度以上」および「中学生」においていずれも5件であり、それぞれ期待度数に比べて有意に高かった。また、「ADLや自立に関する支援」も高校生段階において挙げられていたことから、保護者のニーズの根幹の1つに、子どもの将来の生活があり、放デイに求められていることが明らかとなった。「保護者支援」に分類される回答は少なかったが、子どもの最善の利益を保証するうえで必要な保護者支援という観点からも、特に重度の知的障害のある子どもの生活を豊かにする支援が必要であるといえる。

本研究において分析対象とした405件の回答のうち、「特になし」は152件(37.5%)であり、特に発達障害を伴わない知的障害や軽度の知的障害のある子どもの保護者に多く、発達障害を伴う知的障害や重度の知的障害のある子どもの保護者には少なかった。本研究で対象とした子どもの「発達障害」は主にASDやADHDであり(松下, 2023)、軽度の知的障害のある子どもの保護者よりも、ASDなどを伴う重度知的障害のある子どもの保護者の方が放デイに対するニーズが高い可能性が示唆された。

保護者のニーズは多様であり、その子どもの障害の種類や程度など、支援ニーズに依拠するところは大きい。本研究において対象者のサンプリングに偏りがあったことは、本研究の結果の一般化という点で今後の検討事項となる。それでも、障害の程度が重度であるほどその人数は少ないが、特に重度の知的障害のある子どもの保護者から具体的な要望を収集することができたことは、本研究の意義であるといえる。今後、放課後等デイサービスが居場所づくりにとどまらず、利用者の自立を促進する積極的な支援の場となることが望まれる。そのためには、放デイの質向上は不可欠の課題である。本研究で得られた知見に基づき、事業所や職員側のニーズを整理することによって、子どもたちに必要な支援を提供するための改善点を検討することが今後の課題として考えられる。

謝 辞

本研究の実施にあたりご協力いただいた保護者の皆様に感謝いたします。なお、本研究はJSPS 科研費21K02682(基盤研究(C))「知的障害のある子どもの放課後生活を充実させるための支援体制の整備に関する研究」の助成を受けたものです。

付 記

本研究は、松下(2023)と同一の調査として実施し、日本福祉心理学会第20回大会(オンライン大会)においてポスター発表した内容について、データ分析の方法を再検討し論文として再構成したものである。

文 献

- 1) 厚生労働省(n.d.) 障害児通所支援・障害児入所支援の概要. <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000360879.pdf> (2023年12月21日閲覧)。
- 2) 厚生労働省(2015) 放課後等デイサービスガイドライン. 2015年4月1日, <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html> (2023年12月21日閲覧)。
- 3) 厚生労働省(2020) 知的障害(精神遅滞). <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k->

- 04-004.html (2022年9月23日閲覧) .
- 4) 厚生労働省 (2023) 令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課評価・基準係, 2023年8月3日, https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai-hoken/toukei/shogu_tyousa/dl/r04_gaiyou.pdf#95. (2023年12月26日閲覧) .
 - 5) 伊井茂人 (2012) 発達障害児の余暇に関する調査研究：A市小学校特別支援学級の保護者に対する質問紙調査の分析. 愛知教育大学教育臨床総合センター紀要, 2, 53-62.
 - 6) 泉宗孝 (2021) 障害のある子どもを対象にした放課後等デイサービスに関する調査研究の文献検討. 川崎医療福祉学会誌, 31 (1), 1-16.
 - 7) 真崎亮司 (2017) 放課後等デイサービス制度の課題. 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会 (編) 放課後等デイサービスハンドブック：子どもたちのゆたかな育ちのために. かもがわ出版, 163-185.
 - 8) 松下浩之 (2021) 知的障害がある子どもの余暇活動. 発達教育, 40 (7), 4-11.
 - 9) 松下浩之 (2023) 知的障害のある子どもの放課後等デイサービス利用ニーズに関する研究：保護者に対するサービス利用実態と評価の調査から. 社会福祉学, 64 (1), 15-30.
 - 10) 松下浩之・福本稜佑 (2022) 知的障害のある子どもの余暇活動に関する調査研究：放課後の過ごし方についての実態と保護者の評価. 障害科学研究, 46, 149-162.
 - 11) 松下浩之・園山繁樹 (2008) 自閉性障害児の余暇活動における活動スケジュール利用の効果に関する事例的検討. 特殊教育学研究, 46, 253-263.
 - 12) 文部科学省 (2018) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告：障害のある子と家族をもっと元気に. 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2018年3月29日, https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1404502_02.pdf (2023年8月30日閲覧) .